

これまでの議論の振り返り

令和2年10月27日

電力・ガス取引監視等委員会

検証内容

- 本専門会合では、電力・ガスシステム改革の狙いに立ち返り、特に委員会と関連する分野について、分野ごとにその進展状況を評価するとともに、それについて委員会が果たしてきた役割を評価いただいた。
- また、システム改革の進捗と委員会の取組の評価を踏まえ、関西電力における金品受領問題等への対応及び委員会の組織についても評価いただいた。

1. 電力システム改革

- 電力小売全面自由化
- 卸電力市場の公正性の確保及び取引の活性化
- 送配電関連分野の制度改革

2. ガスシステム改革

3. 関西電力における金品受領問題等への対応について

4. 電力・ガス取引監視等委員会の組織及び運営について

1. 電力システム改革

小売全面自由化の進展状況

- 小売全面自由化の進展状況は、以下の通り。

【小売電気事業への新規参入】

- 2020年7月1日時点で662者が参入（ガスや通信事業など異分野からも参入）
- 販売電力量に占める新電力シェアは、2020年3月時点で約16%まで増加
- 旧一般電気事業者によるエリアを越えた競争も活発化

【需要家の動向】

- 電気購入先を変更したケースは増加（新電力への切り替え：約15%）
- 国民の電力自由化に対する認知も浸透（2019年度：約8割）
- 携帯電話等他の分野と比較して、消費者からの相談は多くはない

【小売料金への影響】

- 多種多様な料金メニューが登場（市場価格連動型、完全従量制、特定時間帯無料 等）
- 電力全面自由化後、料金は低下傾向

小売全面自由化に関する委員会のこれまでの取組

- 委員会は、小売全面自由化に関連して、以下のような取組を進めてきた。

【需要家に対する情報提供・相談対応】

- 電力・ガス自由化セミナーにおける普及啓発
- 需要家からの相談窓口の設置・相談事例やアドバイスの公表

【適正な取引を確保するため対応（需要家保護・競争促進等）】

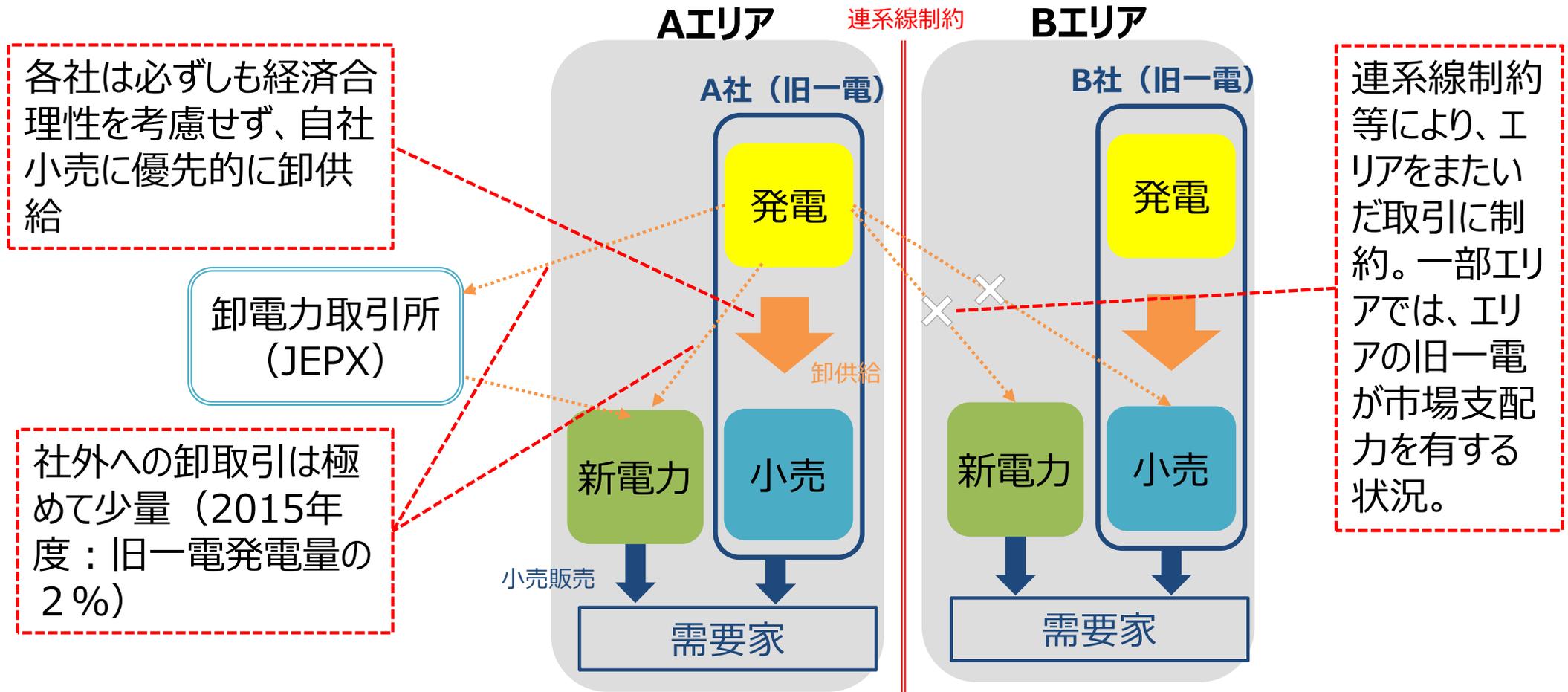
- 小売事業者が遵守すべきルールの特明確化（小売営業ガイドライン）
- 問題のある事業者に対する指導（勧告等）
- 小売市場の競争状況の実態を把握する取組（小売市場重点モニタリング）

【規制料金への対応】

- 電気料金の経過措置料金の指定・解除基準の設定

小売全面自由化当初の我が国の卸電力市場の状況

- 旧一電が電源の大部分を保有。旧一電各社は社外への卸売を行えばより高く売れる場合であってもこうした比較、判断をせず、発電した電気を自社小売に優先的に供給。このため、卸電力市場における取引量は極めて少量であった（2015年度：約2%）。
 - 連系線の制約により、エリアを越えた取引が制約されるため、一部のエリアにおいては旧一電が市場支配力を有する状況（これは、現在も継続）。
- ⇒ 卸電力市場の公正性の確保と、取引量の拡大（市場活性化）が重要。



卸電力市場の状況

- 電力の卸取引量は年々増大。例えば、スポット市場における取引（約定）量は2015年度から2019年度までの5年間で約19倍になっており、この間、日本卸電力取引所（JEPX）の会員数も1.4倍に増加。
- また、先物市場やベースロード市場の創設など、取引手段の多様化も進んでいる。

＜各市場における約定量の推移＞

単位：百万kWh

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2015 →2019
スポット市場	15,326	22,962	58,593	208,642	292,510	19倍
時間前市場	1,313	1,660	2,226	1,747	2,580	2倍
先渡市場	70	102	47	70	51	横ばい
ベースロード市場	—	—	—	—	4,680	新設
(参考) JEPX会員数	130者	124者	135者	163者	184者	1.4倍
旧一電からの相対取引	— (※)	2,055	11,104	35,109	34,676	16倍
常時バックアップ	6,943	11,037	13,735	10,804	2,276	0.3倍
先物市場	—	—	—	—	185	新設

(※) 旧一電からの相対取引量については2016年より調査を開始しているため、2015年まではデータ無し。

卸電力市場の公正性の確保等に関するこれまでの委員会の取組

- 委員会は、我が国の卸電力市場の公正性を確保し、また取引量を増やすため、以下のような取組を進めてきた。

我が国の卸電力市場の状況

- 旧一電が電源の大部分を保有し、それを自社の小売部門のために活用することが一般的で、他の小売事業者に卸売りすることが一般的でなかった。
- 一部の連系線の容量が十分でなく、エリアを越えた卸取引が制限されるため（市場分断が高い頻度で発生するため）、北海道、東日本などのエリアにおいては、旧一電が市場支配力を行使し得る状況が生じやすい傾向。



委員会のこれまでの取組

1) スポット市場等における公正性の確保と取引量拡大

- ① スポット市場の公正性の確保と取引拡大に向けた旧一電の取組促進
- ② 時間前市場・先渡市場の取引量拡大に向けた取組
- ③ JEPXの仕組みの改善

2) 相対取引等の拡大（旧一電等の自社向け等に限定しない経済合理的な卸売）

- ① 旧一電による相対取引の促進、② 電源開発・公営電源の卸供給契約の見直しの促進

3) 卸電力市場の状況に関する定期的なモニタリング

卸電力市場の公正性の確保等に関する今後の取組課題

- 卸電力市場に関して、電取委が現在取り組んでいる課題・今後特に取り組む必要があると考えている課題は以下の通り。
- **旧一般電気事業者の発電・小売間の不当な内部補助の防止**
 - 卸電力市場で市場支配力を有する旧一般電気事業者が、社外の小売電気事業者と比して、合理的な理由なく、自社の小売部門に有利な条件で電力卸売を行うことにより、その結果、旧一般電気事業者の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場の適正な競争を歪曲することへの懸念が存在 (不当な内部補助)。
 - このため、専門会合での議論を踏まえ、本年7月、旧一般電気事業者各社に対し、「中長期的観点を含む発電利潤最大化の考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと」へのコミットメント等を要請。
 - 今後、電力小売市場の定期的な監視に際して、必要に応じ、上記コミットメントの実施状況を確認。
- **卸電力取引所における取引の更なる活性化・透明性向上**
 - 時間前市場について、我が国の発電機特性（起動に要する時間等）も考慮しつつ、再エネに係る調整ニーズ拡大等に対応する市場活性化策の検討。
 - 先渡市場について、同様に取引条件を事前確定する相対取引と比べても極めて利用が少ない理由の検証や、先物市場との比較も踏まえた活性化策の検討。
 - 取引所取引の拡大に対応するJEPXの体制強化及び監視機能等の向上。

送配電関連の制度改革の進展状況

- 電力システム改革が当初予定していた送配電関連の制度改革は、以下の通り着実に進んでいる。

1. 小売全面自由化に必要な制度の整備

(低圧託送制度の整備、計画値同時同量制度の導入)

- 当初、一部にシステムトラブルなどが発生したが、いずれの制度も概ね順調に導入。
- 運用を重ねる中で把握された細かい支障なども随時改善。
- 低圧分野における新電力等へのスイッチングは総計1300万件以上に達しているが、大きな問題なく運用されている。

2. 安定供給のための新たな仕組みの整備

(需給調整市場の創設、市場と連動したインバランス精算の仕組み)

- 2016年度から、エリア内の電源を広く活用して需給調整を行う仕組みが開始（調整力の公募調達）
- 2021年度から、全国大で調整力を調達・運用する仕組みを段階的に導入（需給調整市場）
- 需給調整のコストをインバランス料金に反映する仕組みが2022年度から開始（詳細設計済み）

3. 送配電部門の中立性の確保

- 2020年度までに沖縄電力を除く全ての送配電事業者が分社化（法的分離）
- あわせて、送配電事業者における人事や受委託に関する行為規制が導入された。

送配電部門関連制度の重要性と委員会に期待される役割

- 委員会は、送配電部門の適正な業務運営を確保するための監視等に加えて、その専門的知見を活かし、制度設計にも積極的に関与してきた。

- 送配電部門については、全ての事業者が公平に利用できる仕組みを構築し、発電・小売部門とは分離して中立化するとともに、広域的な連携を進めることとされた。
- その際、送配電部門が行う需給調整については、
 - ①分離後も引き続き**電源への指令が確実にできるようにしつつ、**
 - ②**広域的に安価な電源から順に用いる**仕組みを実現することとされた。
- さらに、③**その時間帯の需給調整のコストをインバランス料金に反映し、起因に応じた負担と、適切な価格シグナルの発信**を実現することとされた。

- これらは、小売・発電部門における競争の活性化や、価格シグナルを通じた需要抑制などといった、電力システム改革の狙いを実現していく上で極めて重要。
- また、送配電部門は引き続き地域独占であることから、その適正かつ効率的な運用を確保するため、料金規制など、行政が適切に関与することが必要。

→ **委員会がその専門的知見を活かし、制度設計にも積極的に関与**

送配電関連の制度改革に関する委員会のこれまでの取組

- 委員会は、送配電関連の制度改革に関して、以下のような取組を進めてきた。

1. 小売全面自由化に必要な制度の整備・実施

- 託送料金の審査
- 託送収支計算書の監査、託送料金の事後評価（毎年）
- 送配電事業者における適正な託送業務の確保（業務の監査、問題のある事業者に対する指導）

2. 安定供給のための新たな仕組みの整備

- 2016年度から開始された調整力の公募調達に関するガイドラインの策定
- 調整力の調達・運用や関連制度の運用状況の監視
- 2021年度から開始される需給調整市場の価格規律と監視のあり方についての検討
- インバランス料金制度の運用状況の監視
- 2022年度以降の新たなインバランス料金制度の詳細設計

3. 送配電部門の中立性の確保

- 送配電事業者の中立的な業務実施の確保（業務の監査、問題のある事業者に対する指導）
- 2020年度に導入された新たな行為規制の詳細設計

委員会が現在取り組む送配電関連の課題

- 委員会は、前述の事項に加えて、一般送配電事業者に関連する以下の制度設計にも取り組んでいる。
- 2023年度から導入することとされた新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計
- 発電側基本料金制度（託送料金の一部を発電事業者にも課金する制度）の検討
- 再エネ等の系統接続を円滑化するための新たな混雑管理手法の検討への参画
- 新たに導入される配電事業制度の料金規制のあり方の検討

検証いただいた点

- 小売全面自由化、卸電力市場の活性化、送配電部門に関連する制度改革について、以下の点を中心にご議論いただいた。
- ✓ 当初の狙いどおり進んでいるか。足りない部分があるとすればなにか。今後、どのような改善が必要か。
- ✓ 委員会の取組や果たしてきた役割についてどのように評価するか。
- ✓ 今後、委員会が注力すべき課題や、必要となる取組の視点は何か。
- ✓ これらを審議するため、さらにどのような分析が必要か。

検証に関するご意見①

● 検証するに当たって更に分析が必要な観点について、以下のご意見をいただいた。

- 新電力から多様なメニューが提供されているが、それがどのくらい消費者に普及・浸透しているか。（田中委員）
- デマンドレスポンスの役割は今後ますます大きくなる。どれくらい本格的に軌道に乗っていくのか、定量評価はなかなか難しいと思うが、この動向をもう少し定量的に深掘りしていただき、今後デマンドレスポンスの活用につなげていくところに注力できるといい。（田中委員）
- 電力自由化はある程度進展していると思われるが、システム改革の進捗を評価するという観点からは、客観的な判断材料が重要。例えば、新電力のシェアなどについて、改革前の予測と比べてどうかなど。（藤田委員）
- 消費者対応について、消費者庁など関係省庁との情報共有・集約、役割分担・重複回避は適切にできていたか。（丸山委員）
- 消費者が小売事業者を選択する際、情報が得やすいことが重要だが、電源構成等の情報を開示する仕組みなどについて、十分な対応はできていたのか。（丸山委員）
- 消費者が情報を得やすくするためには、比較サイトなどが重要となるが、その現状はどうか。公正な比較サイトとなっているかなど、実態把握はできているか。（丸山委員）
- 多様な料金メニューがでてきていることはわかったが、それらによって新たなロックインされるようなケースは発生していないか、そうした分析や実態把握はできているか。（丸山委員）

消費者対応に関する関係機関との情報共有・役割分担について (ご質問への回答)

1. 情報共有について

- 当委員会は、国民生活センター等に寄せられた相談についても、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク) (注1) を通じて情報共有を受けており、監視業務に活用している。

(注1) 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース。関係省庁においては利用可能。

- また、当委員会は、当方の相談窓口寄せられた相談について、消費者安全法第12条第2項に基づく通知制度 (注2) に基づき、定期的に消費者庁に通知している。

(注2) 重大事故等を除く消費者事故等について、被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある案件を通知する制度

2. 役割分担について

- 法執行業務においては、電取委は電事法等に基づき、電力・ガスの適正な取引の確保を図るため、法令違反に関する行政指導を実施し、消費者庁等は特商法等に基づき、消費者利益の保護等のための行政処分等を実施。消費者保護については、規制対象が一部重複（消費者向け訪問販売、電話勧誘販売等）しているが、それぞれが各法令に基づき厳正に対応している。
- 消費者からの相談業務においては、電取委は相談窓口を設置して小売供給契約に関する相談対応。国民生活センターや地方自治体においては、消費生活センターや消費生活相談窓口を設置し、相談対応・あっせん等を実施。電力・ガスの契約等に関する相談については、どちらにも相談が可能。

小売電気事業者による電源構成等の開示について（ご質問への回答）

- 当委員会は、小売事業者が電源構成やCO2排出係数等の情報を消費者の誤認を招かない形で開示することを促進するため、望ましい行為を整理し、それを小売ガイドライン（電力の小売営業に関する指針）等に記載するよう建議。
- こうした消費者への情報提供について、小売電気事業者の対応状況を調査し、結果を公表することで、小売事業者の取組を促している。

小売ガイドライン上における情報提供に係る整理

- 小売ガイドラインにおいて、以下の点について、消費者への情報提供のための望ましい行為等を整理。
 - 電源構成の開示
 - CO2排出係数の記載
 - 非化石証書の使用による環境価値の表示 等

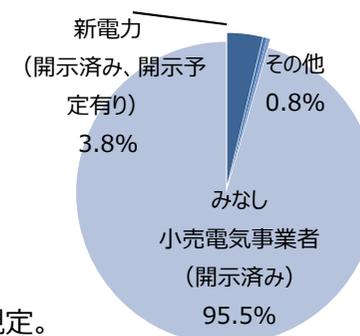
（例）電源構成表示上の例



事業者の対応状況調査

- 監視等委員会において、小売ガイドライン等における消費者への情報提供のための望ましい行為に関する対応状況等を調査。
- 直近では、令和2年9月に調査を実施。現在公表に向けた分析作業中であり、結果は今後公表予定。

（参考）事業者による電源構成の開示状況（契約口数ベース）



需要家のうち99.3%（契約口数ベース）が電源構成を開示済みの事業者と契約。

（平成29年7月時点）

電力料金の価格比較サイトについて（ご質問への回答）

- 「電力の小売営業に関する指針」1（1）イ（iii）において、価格比較サイト等における需要家の誤解を招く情報提供については小売事業者が訂正を働きかけること等、望ましい行為・問題となる行為を規定している。また、価格比較サイトの運営事業者が小売電気事業者と需要家の媒介・取次ぎ・代理を行う際は、電事法の義務を負うこととされている。
- 2020年4月以降、電取委の相談窓口に寄せられた全878件の相談（注：10月15日時点）のうち、価格比較サイトに関する相談は1件のみ（注）。価格比較サイトにおける虚偽の情報掲載や情報掲載方法の公平性・中立性等に関する苦情・相談は寄せられていない。

（注）「価格比較サイトで契約切替えを途中でとりやめたつもりであったが、勝手に切り替わってしまった」という相談。当該事案については、価格比較サイトに関する問題ではない旨の確認が取れており、事案は解決済み。
- 今後も、価格比較サイトに関する苦情・相談が寄せられた際には、丁寧な対応を行っていく。

【参考】「電力の小売営業に関する指針」関連部分抜粋

1

(1)

イ

iii) 価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等

小売供給に関する情報を扱う価格比較サイトなどで、小売電気事業者等以外の第三者によって虚偽又は需要家の誤解を招くなど問題になり得る小売電気事業者に係る情報提供が行われていることを当該小売電気事業者が把握した場合には、当該小売電気事業者は、速やかに当該情報の訂正を働きかけることが需要家の混乱や誤解を防止する観点から望ましい。

ただし、当該小売電気事業者が、自らの広告媒体として用いている価格比較サイトなど小売供給に関する情報提供を行う媒体において、上記のような虚偽又は需要家の誤解を招く情報提供を把握したにもかかわらず、その状態を長期間にわたり不当に放置し、働きかけを行わない場合には、電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

(参考) 電力料金の価格比較サイトについて

- 電気料金の価格比較サイトとしては、「価格.com」、「エネチェンジ」、「新電力比較サイト」といったものがある。(2020年10月現在、検索システムを用いて「電気」「価格比較サイト」と検索した際、広告を除いて検索結果として表示される上位サイト)

【価格.comトップページ】



【新電力比較サイトトップページ】



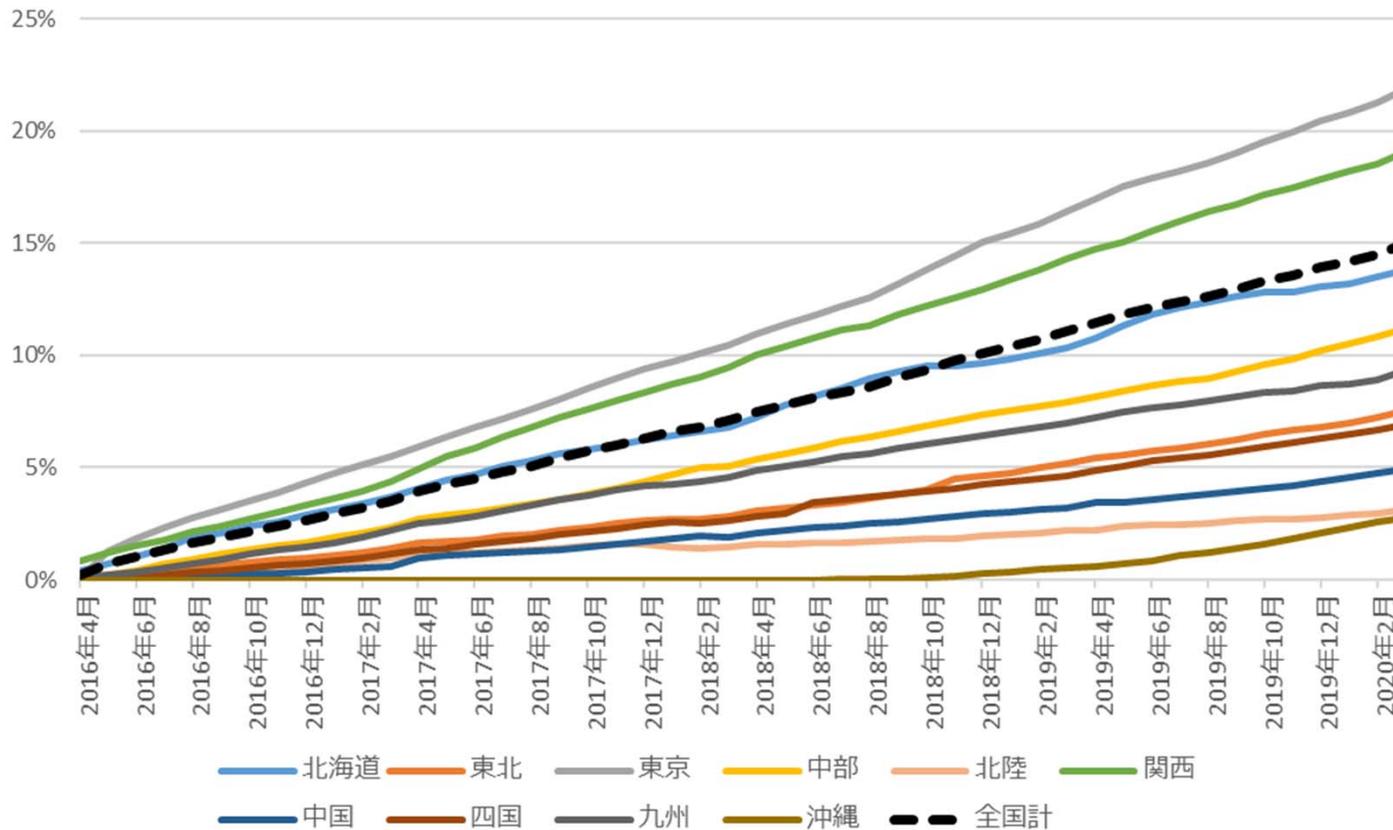
【エネチェンジサイトトップページ】



料金メニューの多様化に伴うロックインの可能性について (ご質問への回答)

- 小売全面自由化以降、料金メニューは多様化しているが、各エリアの旧一般電気事業者から新電力等へのスイッチングは、継続的に上昇している。
- このことから、料金メニューの多様化によってロックインが起きているという状況にはないと考えられる。

各エリアの旧一般電気事業者からスイッチングした割合



	2020年3月
北海道	13.8%
東北	7.5%
東京	21.8%
中部	11.2%
北陸	3.2%
関西	19.1%
中国	4.9%
四国	6.9%
九州	9.4%
沖縄	2.8%
全国	15.0%

(出所) 電力取引報
(備考) 低圧：契約口数ベース

料金メニューの多様化に伴うロックインの可能性について（ご質問への回答）

- 「電力の小売営業に関する指針」3（2）アにおいて、小売供給契約の解除における問題となる行為等が規定されており、小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること等は問題とされている。
- 2020年4月以降、電取委の相談窓口に寄せられた全878件の相談（注：10月15日時点）のうち、契約解除に関する契約条項に関わるものは消費者5件、事業者16件であった。多くは「契約上違約金が発生することになっているが、払わないといけないのか」といった確認であり、不当に高額な違約金等を設定している事例はなく、料金メニューの多様化に伴ってロックインが増えているという実態はないと考えている。

【参考】「電力の小売営業に関する指針」関連部分抜粋

（2） 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為

ア 問題となる行為

小売電気事業者が、以下に記載するように、需要家による小売供給契約の解除を不当に制限することは、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。

（略）

i) 小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること

（例） ① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること

② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額な違約金等を設定すること

③ 需要家からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという小売供給契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間に設定するなどによって、需要家が更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること

電力システム改革の進捗を評価する客観的な指標について（ご質問への回答）

- 電力システム改革の実施前に、新規参入者のシェアなど、目標について定量的な指標は設定されていなかった。
- なお、2019年4月に当委員会は、**電気の経過措置料金（低圧の規制料金）の解除基準を大臣に意見回答**。どのような場合に小売事業者間の適正な競争関係が確保されたと認められるのか、明確化した。
- 具体的には、各エリアの**①消費者等の状況（電力自由化の認知度やスイッチングの動向等）、②競争圧力（シェア5%程度以上の有力で独立した競争者が2者以上存在するか等）、③競争的環境の持続性（小売事業者間の電気の調達に係る公平性等）を総合的に判断することと整理**。
- このうち、**競争圧力を例にとると、現時点で旧一電以外にエリアシェア5%を越える他社が存在するのは関東・関西の2エリアのみであり、シェア5%以上の競争者が2者以上の基準を満たすエリアはまだ無い**。

エリア別シェアランキング（低圧：契約口数ベース）2020年6月時点

（北海道エリア）

北海道電力株式会社	84.6%
北海道ガス株式会社	4.6%
KDDI株式会社	2.9%
SBパワー株式会社	1.5%

（東北エリア）

東北電力株式会社	91.8%
KDDI株式会社	2.1%
SBパワー株式会社	1.1%
株式会社PinT	0.9%

（関東エリア）

東京電力エナジーパートナー株式会社	77.1%
東京ガス株式会社	8.0%
JXTGエネルギー株式会社	2.0%
KDDI株式会社	1.9%

（北陸エリア）

北陸電力株式会社	96.6%
KDDI株式会社	0.7%
株式会社PinT	0.6%
株式会社ハルエネ	0.3%

（中部エリア）

中部電力ミライズ株式会社	87.4%
東邦ガス株式会社	3.3%
SBパワー株式会社	1.9%
KDDI株式会社	1.6%

（関西エリア）

関西電力株式会社	79.9%
大阪瓦斯株式会社	9.8%
SBパワー株式会社	1.6%
株式会社ジェイコムWEST	1.5%

（中国エリア）

中国電力株式会社	94.0%
SBパワー株式会社	1.6%
大和ハウス工業株式会社	0.6%
株式会社ハルエネ	0.5%

（四国エリア）

四国電力	92.5%
KDDI株式会社	2.0%
SBパワー株式会社	1.0%
株式会社PinT	0.9%

（九州エリア）

九州電力株式会社	90.3%
KDDI株式会社	2.6%
西部瓦斯株式会社	1.1%
株式会社ジェイコム九州	0.7%

（沖縄エリア）

沖縄電力株式会社	96.5%
SBパワー株式会社	1.6%
株式会社ハルエネ	0.9%
株式会社沖縄ガスニューパワー	0.4%

（出所）電力取引報

その他のご質問について

● 多様なメニューの普及・浸透状況について

- 当方の調査によれば、現状、300者以上の小売電気事業者から少なくとも3,500以上のメニューが提供されている。
- 特色あるメニューも多いが、それらの普及・浸透の状況について定量的な調査は行っていない。

● デマンドレスポンスの動向について

- 価格メカニズムを通じて需給が厳しいときに需要が調整されるといった動きを促進していく観点から、デマンドレスポンス等の普及は重要。
- その実情について、これまで本格的な調査はしていないが、今後、実態を把握し、その普及における制度的課題の有無など分析していきたい。

検証に関するご意見②

● 電力システム改革の進捗と委員会の取組について、以下の評価をいただいた。

- いろんな市場や仕組みができていますが、こうしたものが有効に機能するためには、それぞれの取引費用を下げることが重要。こうした観点を持って取り組んで欲しい。（山地座長）
- 電力システム改革は着実にすすんでいる。それについて電取委が果たしてきた役割は大きいと思慮。（武田委員）
- 小売は参入しやすいが、発電・卸は参入障壁がある。したがって、この分野に特に電取委の役割が大きいと考える。地域ごとの市場を分析して、卸市場の競争進展に注力すべきではないか。（武田委員）
- 業務改善勧告などの法執行に軸足を置き、具体的な事例を積み重ねることによって、透明で中立的なルールを整備していくというアプローチも重要。（武田委員）
- 旧一電の相対取引が増えているように見えるが、自エリア内では、取引量が依然としてかなり小さい。市場支配力を持って、出し惜しみをしているのではないか。分析が必要ではないか。（田中委員）
- 電源開発の電源切り出しについて、相当程度のボリュームが出てこない、活性化につながらないと思う。電取委としてさらなる取組が重要ではないか。（田中委員）
- 卸市場で旧一電が市場支配力を行使しやすい状況にあるところ、不当な内部補助を行うインセンティブが生じやすい構造にある。そうしたことが起きないように確実に担保する仕組みが重要ではないか。（田中委員）

- 再エネ導入について、その目標を掲げることなどは電取委の役割ではないと思うが、再エネを価格メカニズムの下でいかに効率的に拡大し、活用していくかが今後重要となる。電取委は今後より役割を果たしていくべきではないか。（田中委員）
- 需給調整市場について、市場支配力の行使の懸念があるため価格規律の検討やスポット市場等の他の市場と組み合わせた一体的な監視体制の整備が必要なのではないか。（田中委員）
- レベニューキャップ制度の導入について、一般送配電事業者に効率化を促すためのインセンティブ設計や客観的データに基づいた評価を行う必要があるのではないか。（田中委員）
- 小売の経過措置料金の解除についてのレポートでは、有力な競争者が存在しないことがネックであると評価されている。有力な競争者が増えない理由は、消費者の情報不足という面もあるのではないか。消費者への情報提供にも注力すべきではないか。（藤田委員）
- 電取委事務局の人材について、託送改革に限らず、専門人材の育成が必要なのではないか。（藤田委員）
- 再エネについて、国際的な流れにおける再エネの動きと、日本における再エネの位置づけを意識してほしい。（丸山委員）
- 災害の対策について、そのコストが最終的に消費者の負担になるのであれば、情報開示等を行う必要があるのではないか。（丸山委員）

2. ガスシステム改革

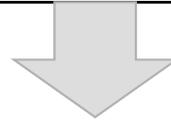
※ 本日、資料3を基にご議論いただいた。

3. 関西電力における金品受領問題等への対応について

事案の概要とその後の対応

関西電力における事案（関西電力調査結果より）

- ① 関西電力等の役職員による森山氏等からの多額の金品受領
- ② 森山氏からの要求に沿った事前情報提供及び事前発注約束
- ③ 問題発覚後の関西電力の対応



- | | |
|------------|--|
| 2019年9月27日 | 新聞報道により事案が発覚
※委員会はこの際に本事案を把握 |
| 同日 | 経済産業大臣が関西電力に報告徴収を発出 |
| 2020年3月14日 | 関西電力が経済産業大臣に報告書を提出 |
| 同月16日 | 経済産業大臣が関西電力に業務改善命令を発出
※発出手続の瑕疵により、同月29日に再発出
※委員会は命令の内容について異存のない旨を経済産業大臣に回答 |
| 同月30日～ | 関西電力が業務改善計画を提出し、実施中
(6月29日に業務改善計画の実行状況等を報告) |

意見聴取をせずに業務改善命令が発出された事案の概要

1. 関西電力の金品不正受領問題に関し、経済産業大臣から関西電力に対する電気事業法に基づく業務改善命令について3月15日（日）中に資源エネルギー庁において決裁がなされ、3月16日(月)朝に、同命令が発出された。
2. 電気事業法上は、業務改善命令を発出する際には、経済産業大臣は、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないとされているが、資源エネルギー庁及び委員会事務局の職員は、この手続が必要であることに気がつかず、上記「1.」の発出の事前には、意見聴取の手続が取られなかった。
3. 上記「1.」の発出後に、意見聴取の手続が取られていないことに委員会事務局の職員が気づき、同事務局内の上司に報告するとともに、資源エネルギー庁の担当部局に対し、意見聴取の手続が必要であることを告げた。
4. これを受け、委員会事務局と資源エネルギー庁の間で、3月16日に委員会に意見聴取する手続を進めることが確認され、同日中に委員会に対する意見聴取が行われた。（※）
5. これを受け、委員会を開催し、同日中に資源エネルギー庁に対して、業務改善命令に意見がない旨を回答した。

※この手続の際に、資源エネルギー庁が日付を遡って意見聴取に係る文書を作成するという不適切な手続が発生

その後資源エネルギー庁は、3月29日（日）に、委員会への意見聴取を改めて実施した上で、業務改善命令を改めて発出することを決定し、実施した。

関西電力における金品受領問題等への対応について

- 以下の点を中心にご議論いただいた。
- ✓ 監査あるいはその他の手法により、金品受領等の事案を把握できなかったことについて、どのように評価するか。
- ✓ 金品受領等の事案について、委員会の相談窓口へ情報提供がなかったことについて、どのように評価するか。
- ✓ 委員会としては業務改善命令の内容に異存のない旨を回答し、それ以外に自ら調査する等を行っていないが、これについてどのように評価するか。
- ✓ 今後仮に、一般送配電事業者において工事発注金額の水増しなど不当な支出増があった場合には、将来の託送料金の値下げ余地の縮小につながる可能性がある。今後、より確実にこうした事案の発生やそれによる規制料金の値下げ余地への影響を回避するため、何らかの制度的な工夫が必要ではないか。
- ✓ 委員会への意見聴取なく経済産業大臣が関西電力に対して業務改善命令を発出した際の委員会の対応について、どのように評価するか。

関西電力における金品受領問題等への対応の検証に関するご意見

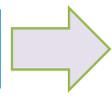
- 関西電力における金品受領問題等について委員会がとった対応を振り返り、委員会の今後の対応について、以下のご意見をいただいた。
- 手続きの瑕疵に対する委員会の対応について、第一に処分の撤回を求める等、慎重に考える必要があったのではないかと感じています。（武田委員、藤田委員）
- 今後の類似案件への対応については、一般送配電事業者で、今後仮に、工事発注金額の水増しをする、不当な支出が増えるといったことがあった場合、将来の託送料金への影響が出る可能性があるということで、そういう意味では監視委員会マターになってくるのだらうと思います。監視委員会としても、もう一步踏み込んでいいのではないかと感じています。（田中委員）
- 制度設計については検討していく方向が重要ではないかと思えます。例えば不当な支出増を現実にご把握するのかという点であるとか、実効的な制度構築ができるのかというのが問題となると思えます。（丸山委員）

不当な支出増による値下げ機会逸失回避のための建議

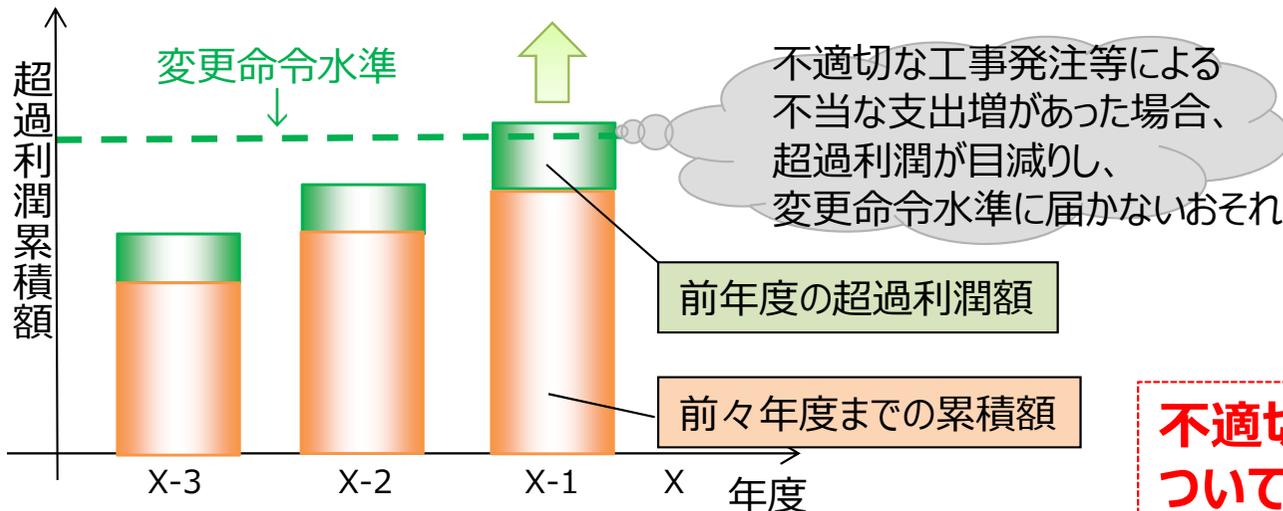
- 一般送配電事業者等において、仮に不適切な工事発注等による不当な支出増があった場合には、規制料金（経過措置料金及び託送料金）における超過利潤を減少させ、ひいては値下げ余地の縮小につながる可能性がある。
- このため、委員会は、本年（2020年）9月、規制料金における値下げ余地の縮小を確実に回避することを目的に、経済産業省令等の改正を経済産業大臣に建議した。

【規制料金の事後評価における料金変更命令の考え方】

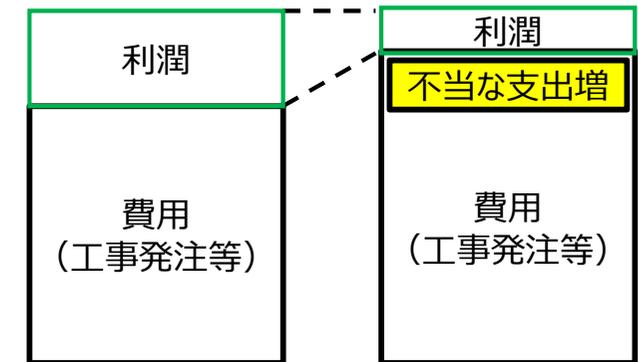
超過利潤累積額 > 事業報酬額



料金変更認可申請
命令発動



○ 不適切な工事発注等による不当な支出増が利潤を減少させるイメージ



不適切な工事発注等による不当な支出増について、超過利潤計算において費用として扱ってはならないことを明確化

4. 電力・ガス取引監視等委員会の組織 及び運営について

※ 本日、資料 5 を基にご議論いただいた。